

## 速度抑制装置（リミッター）が義務付けされます

大型貨物自動車には、平成15年9月1日から速度抑制装置が義務付けられます。  
この義務付けは、現在使用過程にある自動車の一部にも適用されます。  
使用過程車のうち速度抑制装置の装着義務付けの適用されるものは下記のとおりです。

記

### 1. 適用範囲及び適用時期

#### (1) 使用過程車において速度抑制装置の装着を免除される自動車

- 平成6年排出ガス規制に適合するものとして登録されていない自動車であって平成8年3月31日以前に製作された自動車
- NOx・PM法第12条に規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車であって初度登録日が平成9年12月31日以前（NOx・PM法の基準に適合するものを除く）

#### (2) 使用過程車の基準適用の時期

自動車の種類		適用時期
適合する排出ガス規制	初度登録年月日	
平成6年排出ガス規制適合車	平成10年1月1日以降	平成15年9月1日以降の最初の検査の日
	平成9年1月1日～平成9年12月31日	平成16年9月1日以降の最初の検査の日
	平成8年12月31日以前	平成17年9月1日以降の最初の検査の日
平成10年、11年排出ガス規制以降の排出ガス規制適合車	平成15年1月1日以降	平成15年9月1日以降の最初の検査の日
	平成14年1月1日～平成14年12月31日	平成16年9月1日以降の最初の検査の日
	平成13年12月31日以前	平成17年9月1日以降の最初の検査の日
上記以外の自動車	平成14年1月1日以降	平成15年9月1日以降の最初の検査の日
	平成11年1月1日～平成13年12月31日	平成16年9月1日以降の最初の検査の日
	平成10年12月31日以前	平成17年9月1日以降の最初の検査の日

## 2. 速度抑制装置の装着を免除する基準の緩和

### (1) 基準の緩和ができる自動車

平成15年8月31日以前に制作された自動車であって以下の自動車

離島(高速道路を有する島及び架橋等により高速道路等との道路交通が確保されている島を除く。)に使用の本拠の位置を有する自動車

高速道路等を使用する蓋然性が低いと考えられる最高速度が100 km/h以下の自動車

### (2) 制限事項

使用の本拠のある離島の道路以外の道路を運行(整備のための運行を除く。)しないこと。また、使用の本拠のある離島の道路以外の道路を運行しない旨を表示すること。高速道路を運行しないこと。また、高速道路等を運行しない旨を表示すること。

### (3) その他

制限事項に違反があった場合には、基準の緩和の取扱いは取消すこととしています。

関東運輸局東京運輸支局 整備課  
以上